

(市 民)

野生動物の保護増殖事業のさらなる推進を求める意見書(案)

地球上では、さまざまな人間活動による圧迫に起因し、野生動植物の種の絶滅が進行しており、多くの種が絶滅し、また、絶滅のおそれがある種が数多く生じている。

種の絶滅は、その種から人類が享受することができるさまざまな恩恵を永久に消滅させる。また、多くの種の絶滅による急激な多様性の低下は生態系のバランスを崩壊させるおそれもあり、人類の生存基礎そのものを危うくしかねない。現在と将来の人類の豊かな生活を確保するために、野生動植物の種の絶滅の防止に取り組むことが求められている。

そのような中であって、我が国においては「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」のもと、野生動植物の保護、種の保存に努めてきているところである。

国内希少野生動植物種に指定されている種のうち、その個体の繁殖の促進、生息地等の整備等の事業の推進をする必要がある場合は、保護増殖事業計画を策定して保護増殖の事業が行われており、動物に関して言えば、北海道に生息する野生動物については、タンチョウ、シマフクロウが希少野生動植物種に指定され、平成5年に北海道を事業区域として保護事業計画が策定されている。

タンチョウは飼育下繁殖事業が一定の成果を上げていることもあって、生息数は1千羽を超え、絶滅のふちからはい上がったとも言えるが、同じ留鳥であるシマフクロウの生息数はいまだ120羽ほどであり、絶滅寸前の状態に変わりはない。

したがって、今後さらなる事業の積極的・効果的推進が求められるものであるが、そのためにはツシマヤマネコの保護増殖計画が福岡市動物園を初め全国各地の動物園の協力を得て順調に進んでいる例からも、国、地方公共団体、動物園の一層の連携・協力体制の強化が必要である。

よって、国においては、シマフクロウを初め希少野生動物の保護増殖事業のさらなる推進に努めるとともに、実施体制強化に当たっては、動物園の研究機能を積極的に活用するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月12日

旭 川 市 議 会